

【税金や保険料等の支払い猶予等をしてほしい】

支援策の名称	16 医療費の窓口一部負担金の猶予や免除 介護保険利用者負担金の減免				
支援の種類	医療費～窓口一部負担金の支払い猶予や免除 介護保険～利用者負担金の減免				
支援の内容	●地震災害により、一定要件に該当する方は、医療機関窓口での一部負担金の猶予や免除などの特例措置が講じられる場合があります。 ●また、介護給付においても、要介護被保険者等に被害があった場合、給付サービス等負担金に減免等特例措置が講じられる場合があります。				
活用できる方	<table><tr><td rowspan="2">国民健康保険・ 後期高齢者医療 の一部負担金支払 猶予及び免除 介護給付利用者負 担金等の減免</td><td>(1)と(2)のいずれにも該当する方</td></tr><tr><td>(1) 災害救助法が適用されている被災地域の 住民であること(福島県全域該当) (2) 以下の申し立てを行った方 ① 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ず る被災をした方 ② 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な 傷病を負った方 ③ 主たる生計維持者が行方不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止し た方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入 がない方 ⑥ 福島原発の避難指示対象地域内の方 ⑦ 福島原発の計画的避難区域及び緊急 時避難準備区域の対象内の方 ※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された 方も対象となります。</td></tr></table> ※会社の健康保険被保険者等の免除についても、国民健康保険と同様ですが、 詳細については、各医療保険者事務局にお尋ねください。		国民健康保険・ 後期高齢者医療 の一部負担金支払 猶予及び免除 介護給付利用者負 担金等の減免	(1)と(2)のいずれにも該当する方	(1) 災害救助法が適用されている被災地域の 住民であること(福島県全域該当) (2) 以下の申し立てを行った方 ① 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ず る被災をした方 ② 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な 傷病を負った方 ③ 主たる生計維持者が行方不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止し た方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入 がない方 ⑥ 福島原発の避難指示対象地域内の方 ⑦ 福島原発の計画的避難区域及び緊急 時避難準備区域の対象内の方 ※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された 方も対象となります。
国民健康保険・ 後期高齢者医療 の一部負担金支払 猶予及び免除 介護給付利用者負 担金等の減免	(1)と(2)のいずれにも該当する方				
	(1) 災害救助法が適用されている被災地域の 住民であること(福島県全域該当) (2) 以下の申し立てを行った方 ① 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ず る被災をした方 ② 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な 傷病を負った方 ③ 主たる生計維持者が行方不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止し た方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入 がない方 ⑥ 福島原発の避難指示対象地域内の方 ⑦ 福島原発の計画的避難区域及び緊急 時避難準備区域の対象内の方 ※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された 方も対象となります。				
お問合せ先	◆国民健康保険について 健康福祉部国保年金課 024-575-1198 ◆後期高齢者医療制度 福島県後期高齢者医療広域連合 024-528-9025 (市町村窓口・健康福祉部国保年金課 024-575-1198) ◆介護保険について 健康福祉部高齢福祉課 024-575-1299				